

監督処分と罰則

資力確保措置などの義務に違反した場合は、住宅瑕疵担保履行法に基づく罰則等が科されるほか、建設業法に基づく監督処分も課せられることとなります。

住宅瑕疵担保履行法に違反した場合は、同法による罰則が科されるほか、建設業の適正な実施の確保の観点から、建設業法に基づき、監督権を有する国土交通大臣または都道府県知事から必要な監督処分も課されます。

違反例	資力確保措置を行わない [履行法第3条第1項]	届出を行わない 虚偽の届出をした [履行法第4条第1項]	契約の制限期間に新規契約を締結 [履行法第5条]	契約締結までに供託に関する説明を行わない [履行法第10条]
瑕疵担保法	新規契約の制限	新規契約の制限 罰則 ・ 50万円以下の罰金 ・ 法人に対し両罰規定	罰則 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金またはこれの併科 ・ 法人に対し両罰規定	
建設業法	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項（第1条第9号該当）]	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項]	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項（第1条第9号該当）]	指示処分 [業法第28条第1項及び第4項（第1条第9号該当）]
	〈情状が重いとき〉 営業停止処分 1年以内の営業の全部停止又は一部の停止命令 [業法第28条第3項（第1項第9号該当）]		〈情状が重いとき〉 営業停止処分 1年以内の営業の全部停止又は一部の停止命令 [業法第28条第3項（第1項第9号該当）]	
	〈情状が特に重いとき〉 許可の取り消し [業法第29条第1項]		〈情状が特に重いとき〉 許可の取り消し [業法第29条第1項]	

- ※ 最寄りの供託所への供託を行わない場合、保証金の不足額の供託を行わない場合などにも、監督処分等の対象になります。
- ※ 指示処分に従わないとき→営業停止処分
営業停止処分に違反したとき→許可取消